

一般財団法人 新庄愛郷会

定 款

2013年4月1日施行

2015年3月18日改訂(第14条)

一般財団法人 新庄愛郷会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人新庄愛郷会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市新庄町に置く。
2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、和歌山県田辺市及び周辺市町村において教育文化及び住民生活向上に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)学校教育及び社会教育の後援
(2)文化及び芸術の振興の後援
(3)生活向上事業の後援
(4)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2 この法人は、第1項の事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業等を行う。
(1)不動産貸付業
(2)駐車場業
(3)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の管理運用)

第5条 財産の管理運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

(事業に伴う費用の支弁)

第6条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産および資産から生ずる果実、事業に伴う収入をもって支弁する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)損益計算書(正味財産増減計算書)
(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
(6)財産目録
(7)運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(収支予算外の処分又は譲り受け)

第10条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)についても同様とする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。
2 評議員の内1名を評議員会議長とする。
3 評議員の内1名を評議員会副議長として置くことができる。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から195条までの規定に従い評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)
- 3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員に対して、各事業年度の総額が50万円(評議員一人当たり)を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により定めるものとする。

第5章 評議員会

(評議員会)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1)評議員の選任及び解任並びに理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の変更
- (3)事業計画書及び予算書の承認
- (4)決算の承認
- (5)定款の変更
- (6)事業の全部又は一部の譲渡

- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長及び副議長は、評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 一般法人法第198条で準用する第113条第1項に規定する役員等の責任の一部免除
(5) その他法令で定められた事項
3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第18条第1項の理事会において定めるものとし、第19条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印するものとする。議事録署名人は、出席評議員及び理事の中から各1名、合計2名を選出する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3名以上9名以内
(2) 監事 1名以上3名以内
2 理事のうち1名を会長とする。
3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とする。
4 理事のうち1名を副会長として置くことができる。
5 理事のうち1名を専務理事とし、もって法人法第91条第1項の業務執行理事とする。
6 会長に事故あるときは、理事会であらかじめ指定した理事がその職務を代行する。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任し、置くことができる。
4 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
5 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- (監事の職務及び権限)
第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (役員任期)
第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
4 理事又は監事が第23条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員解任)
第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき
- (役員報酬等)
第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
3 前2項に関する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、評議員会の決議により別に定めるものとする。
- (損害賠償責任の免除)
第30条 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
2 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。
- 第7章 理事会
(理事会の設置)
第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権限)
第32条 理事会は、次の職務を行う。
(1)この法人の業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督
(3)会長、副会長及び専務理事の選任及び解職
(4)その他法令で定められた事項
- (招集)
第33条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び各理事が理事会を招集する。
3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- (議長)
第34条 理事会の議長は、会長とする。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長を議長とし、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、議長を出席理事の中から互選で選ぶ。
- (決議)
第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、次の事由により解散する。
(1)一般法人法第202条第1項に規定する事由
(2)その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き会長が行う。
2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

(評議員)

石橋義治、森下松次郎、樫山修三、熊代達彦、山崎晃、重石嘉一、葉糸博司、広崎寿彦、佃昇、瀬田敏晃、森下祥和、福田保王、玉置薫、山根與三男、広畑順一、小西博文、森訓志

4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げるものとする。
(理事)

榎本長治、真砂勝巳、山本茂夫、中嶋庸雄、繁行良一、谷口正史、千品雅彦

(監事)

千品和美、野村富や

5 この法人の最初の会長は真砂勝巳、副会長は榎本長治、専務理事は千品雅彦とする。